

2008年9月1日(月)

◆ IHIに対する証券訴訟 ◆

平成20年8月9日付日本経済新聞の見出しである。

「『虚偽記載で株価が低落』

奈良の株主

IHIを提訴へ(注:これが大文字であり見出しの中心)

虚偽記載というのは、有価証券報告書の虚偽記載のこと。

平成19年9月中間期と平成20年3月決算期に関する。

プラント事業の損失約280億円を過少計上したのである。

株価の下落は上記の事実の公表による株価下落を指す。

IHIは、平成19年9月28日に虚偽記載を公表したが、

その結果、1ヵ月後には、株価が約100円下落した。

そのため、奈良の株主が証券訴訟を提訴する見込み、

だという記事になっている。

この記事には、この株主は公表前に5万株を購入した

とあり、金融証券取引法規定による提訴をするようだ。

IHIという会社に対し、無過失責任を追及し、自動計算した金額を損害額として、請求するのである。

つまり、虚偽記載の公表の前後1ヶ月の最終終値の平均株価の差額に保有株数を乗じた金額を請求する。

この記事では、345万円が損害額と算定されている。

平均株価の差額69円×保有株数5万株という算式。

1人の株主であれば、証券訴訟も、この金額で済む。

ところが、保有株数が増えると、そうはいかない。

提訴する株主数が増えると、保有株式数は増える。

大株主が加わると、保有株式数は増大する。

提訴保有株式数が1億株を超えると巨額になる。

提訴保有株式数が1億株だとすると、69億円。

IHIのような損害額で1億株を想定した場合の金額だ。

無過失責任で損害の証明が不要の金額なのだ。

これは現実的数字なのであろうか。

無過失で巨額の損害賠償を受けられる場合、

大株主は証券訴訟を起こさずに済むか。

これが最も大きなポイントである。

大きな損失を受け、それを容易に回復できる。

それなのに、上場企業である大株主が提訴しないで、

損害回復をしないことは難しい。

取締役の法的責任の問題になるからである。

このような提訴するかしないかの経営判断に

経営判断の原則を適用することは慎重さが

要求されると思われるからである。

受けた損害と提訴しないことで得られる損害。

この比較をした上での経営判断となろう。

受けた損害は明白だが、得られる将来の利益は明確か。

将来の株価の上昇が明確で損失は生じないといえるのか。

原則的に言えば、相互持合いの大株主でも、証券訴訟は

提訴すべき可能性がある。

少なくとも、提訴しない大株主の経営者はリスクを負う。

リスクを確実に回避できる場合だけ、提訴しないで済む。

少ない株式でも集まれば、大株主以上の保有株数となる。

5～10年の期間で考えれば、この集合は時間の問題。

現に、IHIに対する証券訴訟の弁護団が結成されている。

「IHI粉飾決算被害株主弁護団」である。

この弁護団は、電話相談などで、提訴株主の数を増やし、

その結果、提訴保有株数を増加させようとしている。

この記事でも、相談窓口の電話番号を明示している。

その結果、一般株主の提訴が増えるのは確実だ。

IHIに対する証券訴訟は、本格的な証券訴訟の幕開け、

となる可能性を秘めている。

西武鉄道事件やライブドア事件の証券訴訟は、

事件性が高いのに対し、IHIの場合はそうではないからだ。

まっとう企業でも、結果的に粉飾決算があっただけで、

巨額の賠償責任が容易に認められる可能性がある。

そのことを示すのが、IHIに対する証券訴訟である。

そのことを上場企業の経営者、企業法務は認識すべきだ。

新しい時代の流れは、大きな変化のうねりを伴っている。

その流れを正しく自覚し、それに適応する者が生き残る。



2008年9月16日（火）

◆ 訴訟社会への足音が聞こえる ◆

最近の3つの記事を取り上げてみよう。

①「相場操縦 丸八証券前会長に実刑」

平成20年9月9日付日本経済新聞夕刊の記事である。

②「計画段階の住民提訴容認『事業不服』救済に門戸」

平成20年9月11日付日本経済新聞朝刊の記事である。

③「中部電、浜岡原発タービン事故で『逸失利益』日立に請求

火力代替分 418億円賠償提訴へ」

平成20年9月11日付日本経済新聞朝刊の記事である。

まず、①で注目すべきは、経済犯罪での実刑判決である。

相場操縦の法定刑の最高は、特別背任罪と同じである。

つまり、法定刑の最高は懲役10年である。

最高刑10年の経済犯罪は、実刑判決が多くなるだろう。

旧北海道拓殖銀行事件で札幌高裁は、旧頭取達を実刑に。

有価証券報告書虚偽記載罪の最高の法定刑は懲役10年。

市場重視の今後、経済犯罪で実刑が多くなると予測できる。

ライブドアの堀江元社長も宮内元取締役も、高裁でも実刑。

堀江元社長が実刑になるのは出る杭だから打たれたのだ。

そういう捉え方をする意見がある。

この考え方は、伝統企業の経営者は実刑などにならない。

という従来の護送船団構造という甘い考えを基礎とする。

市場重視の傾向は日本が生き残るための時代の流れである。

その流れから捉えるとどうなるのか。

堀江元社長だろうと、伝統企業の社長であろうと同じ。

市場社会に看過できない害悪を与えた場合には、実刑だ。

時代の変革期において従来の常識を変えないで済まそう

とするのはリスクが大きいと考える必要がある。

リスクを回避するには、素直に時代の流れを知ることだ。

そして、時代の流れに適応する考え方に立つ必要がある。

今後の経営あるいは企業法務は、経済行為が実刑となる。

そういう場合があることも肝に銘じておく必要がある。

②は、最高裁の大法廷判決である点で注目に値する。

裁判官15人全員が結論を支持している。

住民の立場に配慮し、事業計画の住民意思を無視しない。

土地区画整理事業も民意＝市場重視につながる発想である。

裁判所は、官僚統制から民意重視に変わっている。

住民提訴に関する門戸に救済実効性の観点に加わっている。

従来は仮換地指定後の提訴では、救済の余地はないからだ。

従来は、形だけの門戸で、実際の救済を視野になかった。

司法(裁判所)が実効性の観点を入れると、常識が変わる。

従来は法律の建前を重視したが、今後は実効性重視となる。

建前重視は、行政優位・産業優位が基礎にあったからだ。

実効性重視では、住民・消費者・投資家の保護となる。

同じ事例でも、従来と今後は、裁判所の出す結論は違う。

つまり、従来の経営・企業法務の常識は大きく変わる。

この大法廷判決の法的射程距離は企業法務に及ばない。

この判決の発想は、企業法務を実質的射程距離とする。

③の記事も、従来の経営・企業法務の常識を変えさせる。

協力関係にある企業間での訴訟は異例ではなくなる。

企業への影響額が大きくなるほど、訴訟リスクが高まる。

それは、経営の背後に、物を言う株主がいるからである。

同時に、内部統制がまっとうに行われれば、社内でも、

物を言う存在が声を出すようになるからでもある。

その背後には、監査法人(会計監査人＝監査人)がいる。

このいう環境は従来と大きく異なる経営環境である。

このような環境では、協力関係のある企業との間で、

経営に大きな影響を与える法律問題をナーナーで片付ける

ことは難しいことになる。

そのため、透明で公正な手続きである訴訟が選択される。

その可能性が高まる。

その際、問題として浮かび上がってくるのが契約書である。

協力企業との関係で将来において紛争が起きた時に備えて、
明確な契約書の締結がなされていたかが問われるのである。

契約書は、信頼関係だけで問題解決できるときは、

あいまいな条項があっても問題が現実化することはない。

未来の長期期間にわたる関係での貸し借りの約束によって、
長期的には相互に満足して問題を解決できるからである。

しかし、外部の目を意識し公正な解決かについて、

見張られる場合には、問題解決の公正を図るための
明確な条項がリスク管理の観点からチェックされる。

つまり、将来の訴訟を意識した契約書の作成が要望される。

その結果、従来と異なり、契約を締結する場合には、

法務セクションによる事前のチェックを内部統制として
仕組む必要もでてくる。

関連性のない3つの記事を概観すれば、従来の経営・企業法務に意識の改革を迫っている点が共通している。



2008年9月19日（金）

◆ 恐慌が来たら、なおさら成長する！ ◆

最近の新聞記事を見ると、株価下落が目立つ。

リーマン・ブラザーズの破綻等による未来不安による。

昨夜、会食をした金融専門家は、以前から恐慌になる。

そのように予言をしている。

「恐慌が来たら、なおさら成長する」

この副題で、昨日、経営者向けのセミナーをした。

メインの表題は、「経営者に成長の原理原則を問う」

そこで、そのレジメの大項目と中項目だけを掲載する。

レジメの全部は、当事務所のホームページで公開する。

「掲載原稿」の「その他」の欄にである。

1 企業の成長と社会的責任

- (1)自由競争とは何か
- (2)社会的責任とは何か
- (3)人材とは
- (4)人材の育成法
- (5)経営理念は最も重要な経営資源
- (6)実例がジョンソン&ジョンソン

2 コンプライアンス概念の変遷

- (1)従来は「法令遵守」
- (2)現在は「法令等遵守」
- (3)今後は「コーポレートブランド・社会的尊敬の確立」

参考になれば、幸いである。



2008年9月24日(水)

◆ 大恐慌を恐れる必要はない ◆

「米、金融有事に政策総動員

ドル信認喪失を警戒

大恐慌を恐れる」

これは、9月20日付日本経済新聞の見出しである。

リーマン・ブラザーズの破綻を受け、金融危機を回避。

そのための米政府の対応に関する記事である。

ポールソン米財務長官が渋るブッシュ大統領を説得した。

そのとき、長官が説得に使ったとされる言葉があるようだ。

「1930年代の大恐慌になすすべを知らなかった

フーバー政権の二の舞になってしまう。」

現在、世界大恐慌が囁かれ始めている。

こういうときこそ、経営者は経営の原点に帰る必要がある。

むしろ、大恐慌の時こそ、経営者の使命が問われる。

この点に関し、信越化学の金川社長は次のように言う。

「本当の成功とは、どんな厳しい時代にあっても、

利益を出し続けることです。

そのためには、強い体質の会社にしなければなりません。

それこそが経営者に求められている使命です。」

(「理念と経営」2008年10月号8, 9頁)

信越化学は、13期連続最高益を更新しているが、

金川社長の力強い言葉の裏づけとなっている。

金川社長は、社長在任18年、本年82歳である。

恐慌の時でも成長することを目指している企業がある。

1930年代の恐慌を目の当たりにして、思索を重ね、

恐慌時でも企業は成長することができるかと確信した。

それを企業哲学として、現に驚異的成長を遂げている。

2007年末までの実績で、

75年間連続増収、24年間連続増益の企業がある。

その企業は、ジョンソン&ジョンソンである。

同社は、恐慌時でも成長することを目指している。

そのことを示す同社の3代目社長の言葉がある。

「恒常的な成功は、より高尚な企業哲学を遵守していく

ことによつてのみ可能となる。」(同社のホームページ)

「恒常的成功」は、恐慌時でも成長することを含む。

「企業哲学」とは、同社の経営理念である「我が信条」
のことを指している。

「我が信条」は、社会的責任を果たすことを宣言している。
経営者等が社会的使命を果たすことを宣言しているからだ。
同時に、それは、内部統制の宣言文ともなっている。
経営者中心の統制環境が具体的に示されているからだ。

「我が信条」は社会的責任及び内部統制の宣言書。
その詳細は、以下の私の著書を参考にさせていただきたい。

「豊潤なる企業」(清文社が刊行)

「抄録版 豊潤なる企業」(内部統制研修用で鳥飼オフィスが販売)

米政府は、政府系のファニーメイとフレディマックを救済した。
政府機関債は中国等アジアが60%保有していること、特に、
中国が30%を保有していることを考慮したといわれている。

リーマン・ブラザーズは救済されず、AIGは救済された。

AIGが救済されたのは、同社が保証保険をしていることから、
同社を破綻させると、クレジットバブル崩壊の危機となるため、

それを回避するためだと言われている。

デリバティブ等の保証額は、6000兆円を超えるようだ。

デリバティブの世界が崩壊するとは誰も予想していなかった。

そのため、デリバティブの取引に安易に保証がついた。

保証した側は保証料による収益しか見えなかったのである。

保証がつく以上、資金余剰の経済状況の中では、

デリバティブの取引は容易に拡大する。

その結果、保証額も拡大し、クレジットバブルとなる。

この部分にクレジットバブルがあるとすれば、

その崩壊が大恐慌を招くのは必死であろう。

AIGを救済したポールソン米財務長官が、

「1930年代の大恐慌」を持ち出したのは、

クレジットバブルの発生を認識しているからであろう。

先行きは不透明であるが、背後に、6000兆円を超える

クレジットバブルがあることを考えておく必要がある。

経営者は、大恐慌の恐れの中での経営であることを認識し、

それに備えた方策を考えておく必要がある。

経営者は、このような現状にうろたえてはならない。

恐慌のときにも成長する企業であることを信じて、

恐慌が来ても十分に対応できるようにしたいものである。

恐慌時の自社なりの課題と対応の回答は必ずあるものだ。

その回答は、企業の原点、創業の精神にあるはずである。

企業の基盤には社会があり、企業を支える顧客がいる。

その顧客は、恐慌時でもいるし、困っている程度は高い。

そこに商機があるはずである。

石田梅岩ではないが、「富は社会の人々の中にある」

同時に、経営者・経営幹部・従業員は人間の特性を持つ。

人間として、無限の可能性をもち、思いを実現する力を持つ。

恐慌を乗り越えられると信じれば、信じたとおりの現実になる。

その意味では、社内の人間も無限の富を生む源泉である。

社会にも、社内にも、富が満ちていることに気づけば、

恐慌を恐れる必要はない。

必要なのは、恐慌を恐れる必要のないことを知ることだ。



2008年9月28日（日）

◆ 国の過失を厳しく批判する大阪高裁判決 ◆

「大和都市管財 詐欺訴訟

国の過失 厳しく認定

大阪高裁 賠償増額15億円」

9月27日付朝日新聞朝刊の見出しである。

抵当証会社「大和都市管財グループ」に関連した

国家賠償請求訴訟に対する大阪高裁判決の報道である。

大阪高裁判決では、一審判決よりも、国側の過失を厳しく

認め、以下のように損害賠償額を大幅に増やしている。

約6億7000万円→増額→約15億6000万円

この判決はどういう意味を持っているのか。

この点が、経営者や企業法務関係者には重要である。

結論から言えば、大阪高裁の判決は、国・企業＜消費者

という価値観を基礎にしていることを理解すべきである。

従来の価値観は、国・企業＞消費者だった。

換言すれば、「官僚統制型社会観から、消費・投資等の市場重視型の社会観へ」という時代の変化の現れである。

つまり、行政裁量よりも抵当証券の購入者の保護を重視し、証券購入者保護のため、行政に厳しい要求をしたのである。

本件では、抵当証券会社の登録・更新に厳格さを要求した。

ところが、近畿財務局は、その厳格な要求を満たさなかった。

そう大阪高裁は判断したわけである。

従来の行政が業者寄りであったことへの批判をする判決。

消費者保護を重視した行政であることが法秩序である。

そのことを確認した判決と捉えることもできる。

経営者、企業法務関係者は、法秩序の基本が大きく変化

している現状を理解しないと、リスク管理・危機管理対応を

誤ることになる。そのことに警告を発する判決として、

大阪高裁判決を理解すべきなのである。

法秩序の基本の変更は、法的に言えば革命というべきである。

法的革命が憲法改正なくして行われつつあるのが現状である。

それは反面、今まで、いかに、憲法をないがしろにしてきたか、

を証明するものであるともいえる。

今後は、憲法による「法の支配」が中心となり、法律を重視し、

「官僚という人の支配」を制約する時代へ移るだろう。

動きは錯綜するが、基本方向性はそう理解する必要がある。

この平成維新は、グローバル化による海外からの市場重視

の開国要求を背景にしている。

幕末の諸外国の開国要求を想起させられることである。

文字どおり、歴史は繰り返す、のである。

